

## 第12章 証券会社等の監督をめぐる動き

### 第1節 監督指針・監督方針

#### I 平成18事務年度証券会社等向け監督方針（資料12-1-1参照）

##### （1）利用者保護

証券会社等の勧誘・説明態勢の確立や、相談・苦情への適切な対応、顧客情報の管理態勢の確立や分別保管の徹底について重点的な検証を行った。

##### （2）適正な業務運営の確保

証券会社等の経営管理態勢、法令等遵守・リスク管理態勢の整備について重点的に検証し、特に市場リスク・信用リスクのみならず、システムリスクや事務リスクの管理について検証を行った。

##### （3）証券会社の市場仲介機能等の適切な発揮

18年6月に公表した「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」のフォローアップを中心に、証券会社のオペレーションの信頼性向上や投資家・発行体に対するチェック機能の発揮、市場プレイヤーとしての自己規律の維持について、必要に応じて監督上の対応を行った。

#### II 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）（資料12-1-2参照）

金融商品取引法は幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備し、既存の利用者保護法制の対象となっていない「隙間」を埋めるとともに、現在の縦割り業法を見直し、同じ経済機能を有する金融商品には同じルールを適用する趣旨のものである。

こうした法制の下で、従来、業態ごとに策定されていた監督指針や事務ガイドラインの内容を体系的に整理し、ファンド等の新たな監督対象を加えた金融商品取引業者等に対する包括的かつ横断的な監督の考え方や監督上の着眼点と留意点、具体的監督手法を整備した。

## 第2節 証券会社等関係

### I 証券会社等の概況

#### 1. 証券会社の数の推移（資料12-2-1参照）

##### （1）国内証券会社

国内証券会社は、平成18年7月以降、22社が新規に登録を受けている。

一方、証券業界からの退出は、自主廃業等10社である。

この結果、19年6月末現在における国内証券会社数は279社となっている。

※19年6月末現在の国内証券会社一覧は、資料12-2-2参照。

##### ①新規参入証券会社

証券会社名	登録年月日
プライベートエクイティ証券	18年7月5日
グローブナー・ジャパン証券	18年7月5日
あおぞら証券	18年7月5日
バーンズ証券	18年7月5日
T・ZONE証券	18年7月7日
モリアイ証券	18年8月24日
トレイダーズ証券分割準備	18年9月1日
UBPジャパン証券	18年11月9日
シティコープ証券準備	18年11月15日
リーマン・ブラザーズ証券準備	18年11月15日
プルデンシャル証券準備	18年12月13日
USS証券準備	19年2月1日
ARUJI GATE証券	19年2月1日
エイチ・エス証券分割準備	19年3月9日
SBIジャパンネクスト証券	19年3月9日
リクイドネット証券	19年3月12日
新東京シティ証券	19年3月12日
オルタナティブ本舗証券	19年3月12日
シュローダー証券投信投資顧問	19年4月3日

トロント・ドミニオン証券準備	19年5月8日
CSK-RB証券	19年6月8日
ノーザン・トラスト証券投資顧問	19年6月8日
SGアセットマネジメント証券	19年6月27日
SCM証券	19年6月27日
上田八木証券	19年6月27日

②証券業を廃止した証券会社

証券会社名	廃止年月日
プリヴェ・チューリッヒ証券	18年11月6日
東京都市開発証券	19年1月6日
東京プリンシパル証券	19年1月11日
レグメイソン証券	19年2月28日
海洋証券	19年3月31日
インレグレイティド・ファイナンス証券	19年4月30日
プラザ証券	19年5月15日

③分割により事業の全部又は一部を承継させた証券会社

証券会社名	承継年月日
トレイダーズ証券（準備会社に承継）	18年10月1日
USS証券（準備会社に承継）	19年3月11日
エイチ・エス証券（準備会社に承継）	19年4月1日

(2) 外国証券会社

外国証券会社は、18年6月末時点で36社であり、18年7月以降の新規の登録はない。

17事務年度に引き続き、株式会社化を行って国内証券会社となる動きがあり、この結果、19年6月末現在における外国証券会社数は31社となっている。

※19年6月末現在の外国証券会社一覧は、資料12-2-3参照。

## 株式会社化に伴い廃業した外国証券会社

廃業した外国証券会社名	譲渡先証券会社名	譲渡日
ゴールドマン・サックス証券会社	ゴールドマン・サックス証券(株)	18年10月1日
シティコープ証券会社	シティバンク証券(株)	18年11月30日
リーマン・ブラザーズ証券会社	リーマン・ブラザーズ証券(株)	18年12月16日
プルデンシャル証券会社	プルデンシャル証券(株)	19年3月12日
トロント・ドミニオン証券会社	トロント・ドミニオン証券(株)	19年6月1日

## 2. 金融機関の証券仲介業務の解禁

16年12月1日より解禁された金融機関の証券仲介業務については、19年3月末現在で103金融機関が業務を開始している。

なお、16年4月1日より施行された証券仲介業制度については、19年6月末現在における証券仲介業者数は607者となっている。

※19年3月末現在の証券仲介業者一覧は、資料12-2-4参照。

## 3. 国内証券会社の平成18年度決算概要（資料12-2-5～6参照）

### (1) 経常損益

18年度における東京証券取引所の一日平均売買代金は前年度に引き続き高水準で推移したものの、個人が4.5兆円を売り越しており、投資意欲の回復はあまり見られなかった。

各社とも委託手数料率低下の影響から、委託手数料が減少（前期比31.5%減）したことに加え、市況の影響を受けトレーディング損益が減少（前期比23.6%減）したことから、営業収益は、国内証券会社264社の合計で3兆3,192億円（前期比10.2%減）と、減少した。

一方、販売費・一般管理費については、人件費及び取引関係費等が増加したことから、2兆1,982億円（前期比3.3%増）となり、この結果、経常損益は、8,820億円（同36.3%減）と、大幅な減益となった。

### (2) 当期純損益

特別損失742億円及び法人税等3,322億円を計上し、4,875億円（同3,053億円減、38.6%減）と、前期と比べ大幅な減益となったものの、17年3月期と比べると概ね増益となっている。

※18年度については、国内証券会社に営業譲渡を行った外国証券会社9社の計数は除いている。

## II 証券会社等に対する行政処分

証券会社等に対する行政処分については、証券取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

18年7月以降の証券会社等に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、12社（国内証券会社11社、証券仲介業者1社）に対し行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況、取引一任勘定取引契約の締結等となっている（19年6月30日時点）。

## III 投資者保護基金について

### 1. 投資者保護基金について（資料12-2-7参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（19年6月末時点311社、基金規模488億円）。

### 2. 南証券関係について

12年3月に破綻した南証券（株）（本店：前橋市）が販売した私募社債の補償を巡って、購入者から補償金請求訴訟を提起されていたが19年5月、原告勝訴で結審した。

これを受けて、19年6月、基金は購入者への補償金（約2億円）の支払いを行った。

### 第3節 市場仲介機能等の信頼性向上に向けた監督上の対応

#### I 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の設置

近年、証券市場が活性化する中で、市場を取り巻く様々な問題が顕在化し、証券市場に対する信認確保及びそのための市場行政の強化の重要性が再認識されている。

こうした認識に基づき、監督局による証券会社の監督においても、市場仲介者として、或いは市場におけるプレイヤーとしての証券会社の役割に着目して、証券市場における共通の課題に即した監督に一層の重点を置く観点から、平成18年3月、証券会社の市場仲介機能等に重点を置いた監督事務の企画、立案及び必要な調整を行う市場機能支援室を設置。

また、上述のような我が国証券市場を取り巻く諸課題に鑑み、証券会社のオペレーションの信頼性向上に向けた的確な監督上の対応等を通じ、市場機能の向上を図る観点から、18年3月、監督局において有識者を集めた「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」を設置・開催した。

#### II 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の概要（資料12-3-1参照）

本懇談会では、18年3月より、証券会社が市場仲介者としての機能をより一層積極的に果たすための取組みについて議論を行い、その検討結果をまとめた論点整理を18年6月に公表した。

本論点整理においては、

- ① 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上
- ② 発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ③ 投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮
- ④ 市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持

の4つのテーマに沿って、各論点について、証券業協会に自主規制規則等の検討を要請したり、あるいは、当局、証券業協会、証券取引所等の市場関係者が、引き続き検討を行うべきと位置付ける等、今後の取組みの方向性が示された。

#### III 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」を受けた自主規制機関の取組みに対するフォローアップ

当該論点整理を受けて、日本証券業協会では検討分野ごとにワーキングを設置して検討が進められた結果、19年6月までに①誤発注が発生した場合の約定取消し等、②信用取引の担保掛目、③引受け等の審査の強化、④プレ・ヒアリングにおける自主ルールの制定、⑤金融教育の継続、等について理事会決議の制定や最終報告の取りまとめが行われた。

## 第4節 金融先物取引業者

### I 金融先物取引業者の概況

金融先物取引業については、平成17年7月1日の改正金融先物取引法の施行により、許可制を登録制に変更するとともに、外国為替証拠金取引等を店頭金融先物取引として新たに規制対象に加えた。これにより、改正法施行日において51社であった金融先物取引業者数は、19年6月末現在では199社となっている。

なお、18事務年度中の新規登録は33社であり、業務の廃止等による登録抹消は17社となっている。

### II 金融先物取引業者に対する行政処分

18事務年度中に行った金融先物取引業者に対する行政処分は、次のとおりとなっている。

- ① 証券取引等監視委員会が検査を行った結果、不招請勧誘等の法令違反行為が認められたことによる業務停止命令（及び業務改善命令）が3件。
- ② 証券取引等監視委員会が検査を行った結果、内部管理態勢の不備等が認められたことによる業務改善命令が3件。
- ③ 事故を契機とした報告命令を行った結果、内部管理態勢の不備が認められたことによる業務改善命令が1件。
- ④ 金融先物取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない法人と認められたことによる登録取消し処分が1件。

## 第5節 投信・投資顧問

### I 投資信託委託業者等の概況

#### 1. 投資信託委託業者等の推移

##### (1) 投資信託委託業者数（資料12-5-1参照）

平成18年7月から19年6月末までに10社に対して認可を行った。このうち、不動産を主な投資対象とする者は3社であった。

一方で委託業者の持株会社化及び現地法人化のために2社が廃業した。

この結果、19年6月末現在の投資信託委託業者数は125社（証券系6社、銀・生損保系21社、外資系39社、不動産系20社、その他系16社、独立系23社）となった。

※19年6月末現在の投資信託委託業者一覧は、資料12-5-2参照。

##### ①新規参入投資信託委託業者

投資信託委託業者名	認可年月日
スパークス分割準備(株)	18年8月4日
プルデンシャル準備(株)	18年8月11日
(株)ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ	18年10月12日
(株)デュープレックス・アセット・マネジメント	18年10月25日
21世紀アセットマネジメント(株)	18年10月31日
セゾン投信(株)	19年1月15日
(株)フィスコアセットマネジメント	19年1月30日
ヒューミント投資顧問(株)	19年3月6日
トーセイ・リート・アドバイザーズ(株)	19年4月19日
スター・ホテル・リート・マネジメント(株)	19年4月19日

##### ②廃業した投資信託委託業者

廃業投資信託委託業者	廃業年月日
プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク	18年9月15日
スパークス・アセット・マネジメント投信(株)	18年10月1日

#### 2. 運用資産の推移（資料12-5-3参照）

投資信託については、純資産残高は19年4月末で公募投信784,999億円、私募投信359,673億円となっている。

### II 投資顧問業者の概況

#### 1. 投資顧問業者数（資料12-5-4参照）



(1) 投資顧問業者の登録数

18年7月から19年6月末までに181社の登録が行われる一方で、110社が廃業等により登録抹消された。

この結果、19年6月末現在の投資顧問業者数は986社となった。

(2) 投資顧問業者のうち認可投資顧問業数

18年7月から19年6月末までに14社に認可が行われる一方で、6社が投資一任業務を廃止（合併によるものを含む）した。

この結果、19年6月末現在の投資一任業者数は147社となった。

①新規参入認可投資顧問業者

認可投資顧問業者名	認可年月日
野村不動産投資顧問(株)	18年7月7日
野村信託銀行(株)	18年7月7日
エピック・パートナーズ・インベストメンツ(株)	18年7月7日
みずほインベスターズ証券(株)	18年7月7日
スパークス分割準備(株)	18年8月4日
プルデンシャル投信投資顧問準備(株)	18年8月11日
藍澤証券(株)	18年11月22日
ウエスタン・アセット・マネジメント(株)	18年11月22日
ホライゾン・アセット・インターナショナル準備(株)	18年11月22日
SMB Cフレンド証券(株)	18年12月22日
日本バリュー・インベスターズ(株)	19年1月17日
BFCアセットマネジメント(株)	19年1月17日
岡三証券(株)	19年6月4日
コスモ証券(株)	19年6月4日

②投資一任業務を廃止した認可投資顧問業者

投資一任業者名	抹消年月日
プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インク	18年9月26日
ジーイー・アセットマネジメント(株)	18年11月7日
ブラックロック・ジャパン(株)	18年11月7日
スパークス・アセット・マネジメント投信(株)	18年11月13日
ホライゾン・アセット・インターナショナル・リミテッド	18年12月20日
AIGインベストメントマネジメント投資顧問(株)	19年4月11日

2. 運用資産の推移（資料12-5-5参照）

投資一任契約資産の残高については、19年3月末で120兆8,152億円と過去最高となった。

### Ⅲ 投資信託委託業者等に対する行政処分

18 事務年度においては、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、6社（投資信託委託業者4社、投資法人2法人）に対し行政処分（業務停止命令、業務改善命令）を行っており、処分理由の主なものとしては、善管注意義務違反、投資法人役員会の不適切な運営等が見受けられた。

### Ⅳ 投資顧問業者に対する行政処分

投資顧問業者に対する行政処分については、投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

18 事務年度においては、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、1社に対し登録取消し処分を行ったほか、3社に対し業務停止命令等、1社に対し業務改善命令を行った。また、処分の原因となった法令違反の内容については、顧客からの金銭の預託等の受入れ行為、著しく事実に相違する表示等のある広告をする行為等となっている。